

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十七日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則六―一〇〇

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六―一一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十六号までを二号ずつ繰り上げる。

第七条中「第八号、第九号」を「第七号から第九号まで」に、「、第十三号及び第十五号」を「及び第十三号」に改め、「、第四条第一項第六号及び第十二号に掲げる採用試験については同法第百八条に規定する短期大学卒業の程度」を削り、「第七号、第十号、第十四号及び第十六号」を「第六号、第十号、第十二号及び第十四号」に改める。

第十三条中「第十二号」を「第十号」に改める。

別表第一中

警察官（巡査）採用試験Ⅱ類		を	警察官（巡査）採用試験Ⅱ
警察官（巡査）採用試験Ⅲ類			

類

に改める。

別表第一警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項を削る。

別表第二警察官（巡査）採用試験Ⅱ類の項中「論文試験」を「作文試験」に改め、同表中警察官（巡査）採用試験Ⅲ類の項及び警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項を削り、同表警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の項中「論文試験」を「作文試験」に改める。

別表第三警察官（巡査）採用試験Ⅱ類の項中「十九歳」を「十七歳」に改め、「当該年度の三月までに初任給規則別表第三に定める基準学歴区分の短大卒の資格を取得した者及び取得見込みの者で」を削り、同表中警察官（巡査）採用試験Ⅲ類の項及び警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項を削り、同表警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類の項中「十九歳」を「十七歳」に改め、「初任給規

則別表第三に定める基準学歴区分の短大卒の資格を取得した者及び取得見込みの者
で」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。